

令和 5 年玉村町議会第 3 回定例会会議録第 4 号

令和 5 年 9 月 1 5 日（金曜日）

議事日程 第 4 号

令和 5 年 9 月 1 5 日（金曜日）午後 2 時 3 0 分開議

- 日程第 1 請願の審査報告
 - 日程第 2 陳情の審査報告
 - 日程第 3 認定第 1 号 令和 4 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 4 認定第 2 号 令和 4 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 5 認定第 3 号 令和 4 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 6 認定第 4 号 令和 4 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 7 認定第 5 号 令和 4 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 8 認定第 6 号 令和 4 年度玉村町水道事業会計決算認定について
 - 日程第 9 認定第 7 号 令和 4 年度玉村町下水道事業会計決算認定について
 - 日程第 10 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 11 閉会中における所管事務調査の申出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 請願の審査報告
- 日程第 2 陳情の審査報告
- 日程第 3 認定第 1 号 令和 4 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2 号 令和 4 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3 号 令和 4 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4 号 令和 4 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5 号 令和 4 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6 号 令和 4 年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 認定第 7 号 令和 4 年度玉村町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 10 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 11 閉会中における所管事務調査の申出
- 追加日程第 1 同意第 1 5 号 教育委員会委員の任命について

出席議員（１３人）

1 番	羽 鳥 光 博 君	2 番	堀 越 真由子 君
3 番	松 本 幸 喜 君	4 番	新 井 賢 次 君
5 番	小 林 一 幸 君	6 番	月 田 均 君
7 番	備前島 久仁子 君	8 番	三 友 美恵子 君
9 番	高 橋 茂 樹 君	10 番	浅 見 武 志 君
11 番	宇津木 治 宣 君	12 番	笠 原 則 孝 君
13 番	石 内 國 雄 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	角 田 博 之 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	齋 藤 恭 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岩 谷 孝 司 君	子ども育成課長	今 井 理恵子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	高 柳 功 君
経済産業課長	武 士 浩 之 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	根 岸 真早子 君	生涯学習課長	宇津木 雅 彦 君

事務局職員出席者

議会事務局長	関 根 伸 行	局 長 補 佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○日程の追加について

◇議長（石内國雄君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました 1 議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 1 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、追加 1 議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第 1 請願の審査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第 1、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号 4、消費税率を 5% に引き下げ、複数税率廃止・インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書を議題といたします。

この請願につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

浅見武志総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 浅見武志君登壇〕

◇総務経済常任委員長（浅見武志君） 請願審査報告を始めます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、玉村町議会会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号 4、受理年月日、令和 5 年 8 月 23 日。

件名、消費税率を 5% に引き下げ、複数税率廃止・インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書。

住所・氏名、群馬県伊勢崎市粕川町 1618—2、伊勢崎佐波民主商工会玉村支部支部長、関口泰

雄。

審査結果、不採択とすべきもの。

請願趣旨。コロナ禍の残る影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞で悪化を招いています。

その中でインボイス制度が実施されれば、多くの中小零細企業及び個人事業主・フリーランスに至るまで、新たな税負担や過酷な実務負担が押し付けられます。すでに、「契約が打ち切られた」「市場など市場への持ち込みが出来なくなった」など事例が出ております。小規模事業者の取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになります。

影響は、小規模事業者やフリーランスだけではなくありません。大手企業が転嫁しきれない消費税分を商品や電気代などに上乗せ徴収し、更なる物価高騰を引き起こし、地域住民含むすべての国民の負担が大幅に増えてしまい、暮らしにも影響を及ぼします。

伊勢崎佐波地域でも「インボイスが始まるなら廃業」「設備の導入などお金が回らない」など悩みや苦悩を抱える事業者も増えています。更に、一度は登録申請した方の【登録取り下げ・失効】も全国で1万630件を超え、更に増え続けています。

『経過措置を含め』と政府は強引に進めていますが、マイナンバー制度の様に無理に急速に進められた制度は必ず国民・業者に実害を与えます。

全国の各自治体でも地域住民・業者の悲痛な声を聞き、145の自治体で意見書の請願採択が進んでおります。

いまインボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなること。地域住民への生活負担増につながることは火を見るより明らかです。

以上の趣旨により、以下の請願を行います。

1、消費税を5%に引き下げ、複数税率を廃止・インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付していただくこと。

本件について、玉村町議会会議規則第93条第1項の規定により、紹介議員である宇津木治宣議員に説明を求めました。

主な質疑。月田委員、この請願は今年に入って3度目です。申請書は違うけれども、2度続けて不採択となったのですが、再度出す理由はなぜですか。

紹介議員、インボイスの制度の導入が迫ってまいりましたし、いろいろな業種のたくさんの人たちからインボイス制度を何とか中止してほしいという声が多く寄せられているので、改めて請願を提出することになりました。今回の請願は39人の署名を添えて提出をしております。

松本委員、今後もデジタル化に向けたこのような仕組みに対する案件が出てきた場合は、反対ということになるのでしょうか。

紹介議員、本請願についてはこのようなことですが、今後のことについては、私は特に考えておりません。

審査経過。委員から意見を求めた結果、3人の委員から不採択とすべきものとする意見があり、1人の委員から採択すべきものとする意見がありました。なお、審査経過は、以下に記載するとおりです。

委員の主な意見。小林委員、以前も不採択になっているという理由もありますが、今の段階でどうということではなく、時代の流れもありますし、いろいろな状況もあると思いますので、意見は前回と変わらず、今回も不採択です。

高橋委員、前回も意見を言って不採択としましたので、今回も不採択といたします。

月田委員、制度を変えるといい人もいるし、不利益な人もいます。ただ、今回の件は非常に不利益になるという感じがしました。首相がインボイス制度の支援について指示を出していますけれども、インボイス制度に関しては、国も注意して今後の対応を図っていくということなので、今回こういったものを出すことは、私はいいことだと感じました。採択です。

松本委員、前回も言ったのですが、デジタル化は避けられないと思います。様々な制度変更があれば、当然いろいろな問題が出てくると思うのですが、それは次の補助制度なり、改善策で対応を考えていただければということで、不採択でお願いいたします。

表決。本請願は採決の結果、不採択とすべきものとなりました。

◇議長（石内國雄君） 総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

総務経済常任委員長の審査報告は不採択とするものです。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本請願に対する表決を行います。

総務経済常任委員長の審査報告は不採択とするものです。

委員長の報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。



○日程第２ 陳情の審査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第２、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号２、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情書を議題とします。

この陳情につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

浅見武志総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 浅見武志君登壇〕

◇総務経済常任委員長（浅見武志君） 陳情審査報告を行います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第９５条の規定により報告いたします。

受理番号２、受理年月日、令和５年８月２３日。

件名、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情書。

住所・氏名、群馬県前橋市本町３―９―１０、群馬県労働組合会議、議長、石田清人。

審査結果、不採択とすべきもの。

陳情趣旨。新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が国民の生活を圧迫し、特に地域最低賃金近傍で働くパート職員やアルバイト、派遣・非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻な問題となっております。物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、ＧＤＰの６割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力、の３要素を考慮して決定されています。地域別であるため、海外と比べても最低賃金が上がらない原因になっており、最低賃金が地域別である限りその地域の現状と支払能力や経済状況の回復は難しいものとなっております。最低賃金額が低い地域の労働者は、低賃金の延長として年金も低く、生活保護費や公務員賃金など、あらゆる生活経済の格差につながっていきます。労働者の賃金は、地域経済を活性化する基本的なベースとなっており、このベースを一律にして地域格差をなくさなければどんな経済対策を講じても、地域経済を再生することはできません。

世界的に地域別最低賃金の国は珍しく、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国のみです。最低賃金の地域間格差は大きく、１５年間で２倍に広がりました。私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に各地域による大きな格差は認められておりません。政府として、相応の財政捻出する決断も含め最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべ

きと考えます。

地域格差を広げる最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し抜本的に引き上げること、そして、中小企業支援策の拡充を実現するため、国による抜本的な中小・零細企業支援の強化が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げる事で地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

以上の趣旨から、下記事項につき地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

審査経過。委員から意見を求めた結果、2人の委員から不採択すべきものとする意見があり、1人の委員から一部採択とすべきものとする意見、もう一人の委員から趣旨採択とすべきものとする意見となったため、委員長による裁決の結果、本陳情を不採択とすべきものとすることに決定いたしました。

なお、審査経過は、下記に記載するとおりです。

委員の主な意見。小林委員、全国一律にするのは、地域差もあるので難しいと思う。労働者も企業側も大変であり、最低賃金1,500円以上は結構な金額にもなる。厳しい状況の中でもあるので、もう少し時間を置いたほうがいいと思うので、今回は不採択がよいと思う。

高橋委員、全国一律は、現状では無理があると思う。毎年、最低賃金は国審議会等で検討しているので、不採択がよいと思う。

月田委員、陳情項目3番目の中小企業への支援策を実施することは大事なことであるので、一部採択がよいと思う。

松本委員、全国一律に改正することや最低賃金1,500円以上にすぐにすることは非常に難しい。賃金を上昇させていく方向で考える必要があるので、趣旨採択がよいと思う。

表決。本陳情は採決の結果、不採択とすべきものとなりました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

総務経済常任委員長の審査報告は不採択とするものです。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本陳情に対する表決を行います。

総務経済常任委員長の審査報告は不採択とするものです。

委員長の報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。



○日程第3 認定第1号 令和4年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第4 認定第2号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第5 認定第3号 令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第6 認定第4号 令和4年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第7 認定第5号 令和4年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第8 認定第6号 令和4年度玉村町水道事業会計決算認定について

○日程第9 認定第7号 令和4年度玉村町下水道事業会計決算認定について

◇議長（石内國雄君） 日程第3、決算特別委員会に付託した認定第1号 令和4年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第7号 令和4年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでの7議案を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、認定第1号から日程第9、認定第7号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

決算特別委員長より認定第1号から認定第7号までの審査報告を求めます。

備前島久仁子決算特別委員長。

〔決算特別委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇決算特別委員長（備前島久仁子君） それでは、本委員会における審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定

により報告いたします。

認定第1号 令和4年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定については、議決の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

認定第2号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、議決の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

認定第3号 令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、議決の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

認定第4号 令和4年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、議決の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

認定第5号 令和4年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、議決の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

認定第6号 令和4年度玉村町水道事業会計決算認定については、議決の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

認定第7号 令和4年度玉村町下水道事業会計決算認定については、議決の結果、認定、内容は妥当なものと認める。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 決算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより決算特別委員長に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で決算特別委員長に対する質疑を終了いたします。

これより討論、表決に移ります。

討論、表決は各会計別に行います。

最初に、日程第3、認定第1号 令和4年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり

認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第2号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第3号 令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第4号 令和4年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第5号 令和4年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第6号 令和4年度玉村町水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9、認定第7号 令和4年度玉村町下水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



○日程第１０ 開会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第１０、各常任委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第７７条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



○日程第１１ 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長（石内國雄君） 日程第１１、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第７３条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定しました。



○追加日程第１ 同意第１５号 教育委員会委員の任命について

◇議長（石内國雄君） 追加日程第１、同意第１５号 教育委員会委員の任命について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第１５号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在の教育委員であります須永智様が、９月３０日をもちまして教育委員の任期が満了となります。須永様には、この４年間、教育行政のみならず町政全般にわたり大変ご尽力いただき、町の発展に寄与されましたことに対し、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

このため、本案は、須永様の後任に玉村町大字上之手 7 0 8 番地にお住まいの齊藤尚樹様を任命いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

齊藤様の経歴につきましては、昭和 5 8 年に大学を卒業された後、伊勢崎市立第二中学校の教諭として勤務されました。その後、伊勢崎市、太田市及び前橋市の小学校教諭として勤務され、平成 2 7 年に伊勢崎市名和小学校を最後に退職されました。現在は、これまでの勤務経験を生かし、玉村町青少年育成推進員として、地域の貢献及び町の教育行政にご尽力をいただいております。また、趣味におきましても、料理や音楽鑑賞のほか、家庭菜園といった幅広い趣味を持っておられます。

齊藤様は、教育に関して、「子供は、一個の人格として尊重されなければならない。常にそのことを頭に置いて、子供と接するべきである。私たち大人は、子供一人一人が健全に成長できるような環境を整える責任がある」という所信をお持ちになっており、人格、知識、経験から、教育委員として適任であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

————— ◇ —————

◇議長（石内國雄君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 分休憩

—————

午後 3 時 1 分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

○教育委員会委員挨拶

◇議長（石内國雄君） ただいま教育委員会委員の任命に同意されました齊藤尚樹氏が議場に見えておりますので、ここで挨拶をいただきたいと思います。

〔教育委員会委員 齊藤尚樹君登壇〕

◇教育委員会委員（齊藤尚樹君） 議会の皆様方の温かいご同意を得まして教育委員に就任することになりました上之手の齊藤尚樹でございます。ご同意していただきましたことに対しまして心より感謝申し上げますとともに、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。子供たちを取り巻く環境は、少子化やＩＣＴの普及、価値観の多様化などで著しく変化しております。その中で、国の教育制度もこども家庭庁の発足など様々な改革がなされ、見直しが進んできておりますが、子供たちをどう育てていくかということは、これからも大きな課題となっております。

その課題に、私は最大限の努力を傾注して取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆様方の格段のご教示、ご指導を賜りますようお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 齊藤尚樹氏には、教育委員会委員として玉村町の教育行政のために大いに活躍されますようご期待申し上げます。本日は、お忙しいところご苦労さまでした。

◇議長（石内國雄君） 暫時休憩いたします。

午後３時４分休憩

午後３時４分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

○字句等整理委任について

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第４５条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○町長挨拶

◇議長（石内國雄君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和５年玉村町議会第３回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今年の夏も全国的に猛暑となり、日本の６月から８月の平均気温は統計が開始された明治３１年以降で、夏として最も高くなりました。そのような暑さの中行われました花火大会やふるさとまつり、祇園祭では、町民の皆さんの笑顔と活気あふれるにぎわいを見ることができました。これから行われます町民スポーツフェスティバルや産業祭でも、人と人とがつながり、交流を深め、笑顔と活気あふれる行事となるよう工夫し、町全体の活性化を図りたいと考えておりますので、議員の皆様にもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は９月１日に開会され、本日までの１５日間、当初の２０議案並びに追加の１議案を慎重にご審議いただき、全ての議案につきまして、ご議決、ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和４年度の決算認定につきましては、それぞれの会計において貴重なご意見、ご提言をいただきましたので、今後の執行に当たり十分留意してまいりたいと思います。また、一般質問において議員の皆様方よりご指摘、ご提言いただきましたことにつきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に役立ててまいりたいと考えております。

結びに、朝晩涼しくなったとはいえ、今年は残暑厳しい日が続いております。皆様方には健康に十分留意され、これからも多くのご提案やご協力をいただきますようお願い申し上げますとともに、今後のますますのご健勝とご多幸をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。



○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 令和５年玉村町議会第３回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は９月１日に開会し、本日までの１５日間にわたり、令和５年度の補正予算等の重要な議案、また令和４年度の決算認定において活発な審議がなされるとともに、一般質問においても１０名の議員が様々な観点から町政全般をただし、意義ある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

結びに当たり、町長をはじめ職員各位には、議会から、また議員各位からの意見等を十分尊重され、今後のまちづくりに反映されますことを要望するとともに、コロナ収束後の社会を見据えた地域振興と住民福祉増進のため、その重責を全うされますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（石内國雄君） これをもちまして、令和５年玉村町議会第３回定例会を閉会といたします。
ご苦勞さまでした。

午後３時８分閉会